

2023年3-4月 No.624

入社、退職後の年金加入手続きをお忘れなく! | 保険料率の変更について



CONTENTS

日本年金機構

2-3ページ

- ○入社、退職後の年金加入手続きをお忘れなく!
- ○年金委員の方に変更があったら届出をお願いします
- ○社会保険手続きは電子申請でカンタンに!
- ○お役に立ちます!ワンポイント 相談室⑨

全国健康保険協会 山形支部

4-5ページ

- ○保険料率の変更について
- ○退職後の健康保険について
- ○おしえて!やまがたさん!
 - ~「インセンティブ制度」について~

☆ 社会保険協会

6-7ページ

- ○山形県社会保険協会 会員事業所さまの特典
- ○健康づくり ゴルフ大会のご案内
- ○令和4年度『社会保険協会費』納入のお願い

異動の季節です! 入社、退職後の年金加入手続きをお忘れなく!

4月は異動の季節です。入社される方、退職される方は、速やかに加入手続きをしましょう。提出が遅れると、「健 康保険被保険者証」の発行や保険料計算、年金の被保険者期間に影響を与えることになり年金の決定に支障が出る ことがあります。

従業員を採用したら

事業主は、5日以内に、「健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届 厚生年金保険 70歳以上被用者該当 届」、被扶養者の方がいる場合には「健康保険被扶養者(異動)届」の提出をお願いします。届には「個人番号(マイ ナンバー)」の記入をお願いします。(基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を 記入。)

なお、70歳以上の方は、健康保険のみの被保険者になりますが届出が必要です。

厚生年金保険の適用事業所を退職したら

退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職するときは、引き続き70歳まで厚生年金保険に加入しますが、そ れ以外の20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入するための手続きが必要となります。

〔退職後に加入する年金制度〕

こんなとき	加入する制度	加入の手続き・提出先	提出者	提出期限
再就職する	厚生年金保険 (厚生年金保険の適 用事業所に再就職)	仙台広域事務センター	事業主	再就職日から 5日以内
自営業者、無職の方 (厚生年金保険や共済年金に 加入する方やその被扶養配偶 者の方以外の方)	国民年金[第]号被保険者]	住所地の市(区)役所、 町村役場又は年金事務所	ご本人又は 世帯主	退職の翌日から 14日以内
厚生年金保険や 共済年金に加入する方の 被扶養配偶者となる	国民年金 [第3号被保険者]	仙台広域事務センター	事業主経由で ご本人	被扶養者に該当した日 から14日以内

《届書・届書の記入例は、日本年金機構ホームページから、ご覧ください。》 届出様式は、(エクセル)で提供しているものもあります。届書作成に便利です。ぜひご利用ください。

年金委員の方に変更があったら届出をお願いします

職場にいらっしゃる年金委員(職域型年金委員)※に関する手続きは、健康保険・年金保険の手続きとは 別に必要となります。

例えば、新しく従業員を職域型年金委員に推薦する場合や現職の職域型年金委員が交代、異動、退職す る場合などは、通常の社会保険に関する手続き(資格取得届や資格喪失届の提出)に加え、年金委員の異 動に関するお手続きが別途必要になります。

※年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金の事業について、会社や地域 で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。「職域型年金委員」の方々には、勤務されている適用事業所(職場)内に おいて、職場と年金事務所を結ぶパイプ役になっていただいております。

電子申請でカンタンに!/ 事業主の皆さまへ 社会保険手続きは

◎電子申請なら紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理がされます。例えば、保険証は紙で申請されるより電子申請の方 が3~4日早く届きます。ぜひ電子申請をご利用ください!

日本年金機構ホームページに電子申請の利用手順を掲載しています。ぜひご覧ください。

説明動画も 掲載しています!



日本年金機構 電子申請 検索



https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html

お電話での電子申請のご利用に関するお問合わせ先はこちらです

【ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口)】

0570-007-123(ナビダイヤル)→ 「2番」 をお選びください

050から始まる電話でおかけになる場合は、**03-6837-2913→「2番」をお選びください**

〈受付時間〉 月~金曜日:午前8時30分~午後7時

第2土曜日:午前9時30分~午後4時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

お役に立ちます! ワンポイント相談室39

国民年金保険料は、まとめて前払いすることで保険料が割引になる「前納制度」があります。

前納制度について

国民年金保険料には前納制度があると聞きましたが?

とってもお得な2年前納による納付があります。

現金での2年前納についてご案内します

割引率が高いのは順に

口座振替2年前納 > 現金2年前納 > 口座振替1年前 納 > 現金 1 年前納 > 口座振替半年前納 > 現金半年前納 の順番に割引率が変わります。

注:口座振替による前納のお申し込みは、金融機関への依頼/振 替事務の関係で2月末までお手続きいただく必要があります。

国民年金保険料を2年前納する場合はお申込みが必要とな ります。

令和5年4月分から令和7年3月分の現金(納付書)による 2年前納のお申込みを受け付けていますので、希望する場 合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

各年度の保険料額

令和5年度保険料 (1ヵ月分)	16,520円	令和6年度保険料 (1ヵ月分)	16,980円
令和5年度保険料 (12カ月分)	198,240円	令和6年度保険料 (12カ月分)	203,760円

前納額等(毎月納付との比較)

納付方法等前納区分	毎月納付額 (割引なし)	前納額	前納割引額	前納期限
2年前納 (執5年度+令和6年度)	402,000円	387,170円	14,830円	令和5年5月1日
1年前納 (令和5年度分)	198,240円	194,720円	3,520円	令和5年5月1日
半年前納 (令和5年度分)	99,120円	98,310円	810円	上期:令和5年5月1日 下期:令和5年10月31日

※注意事項等

- ◆現金2年前納事前申し込み期限:
 - ①令和5年3月23日 / ②令和5年3月31日 上記期限①までに到着した申出書は、令和5年4月1日に、 ②までに到着した申出書は、令和5年4月1日以降順次、 2年前納の納付書を発送いたします。
- ◆納付した保険料は全額社会保険料控除の対象です!

お問い合わせ

日本年金機構 山形県内各年金事務所

日本年金機構

検索 URL https://www.nenkin.go.jp/

からのお知らせ

保険料率の変更について

協会けんぽ山形支部の保険料率は、令和5年3月分保険料(4月納付分)から変更となります。 加入者の皆さまの医療と健康を支えるため、保険料のご負担につきまして、ご理解をお願いいたします。

健康保険料率

現行

9.99%

0.01%引き下げ

令和5年3月分~(4月納付分)

9.98%

介護保険料率(※1)

現行

1.64%

0.18%引き上げ

令和5年3月分~(4月納付分)

1.82%

(※1) 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。



【お問い合わせ先】 協会けんぽ山形支部 企画総務グループ 023-629-7226

退職される従業員の皆さまへご周知ください! 退職後の健康保険について

退職後の健康保険は「協会けんぽの任意継続保険」「市区町村の国民健康保険」「ご家族の健康保険(被扶養者)」 のいずれかに加入する手続きが必要です。加入先によって、加入条件や毎月納める保険料額等が異なりますので 比較・ご検討のうえ、お手続きください。

加入先	協会けんぽの任意継続保険	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの協会けんぽ都道府県支部	お住まいの市区町村	ご家族の勤務先
加入条件	 退職日までに被保険者期間が継続して 2ヶ月以上あること 退職日の翌日から20日以内に手続きをすること 	お住まいの市区町村の国民 健康保険担当課にお問い合 わせください	ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たしていることご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	退職前に控除されていた保険料の2倍 ※ただし、保険料に上限があります。またお 住まいの都道府県と退職前に加入されてい た協会けんぽの都道府県が異なる場合など、 2倍にした額とならない場合があります。	お住まいの市区町村の国民 健康保険担当課にお問い合 わせください	被扶養者は原則として 保険料負担がありません

保険証の交付について

任意継続保険の加入手続きをする際に、申請書の「健康保険資格喪失証明欄」にご記入をいた だくか、退職日を確認できる証明書を添付することで、より早く保険証の交付が可能となります。

証明欄に記入・添付あり

受付から 10日程度

証明欄に未記入・添付なし

受付から 2~3週間程度_{※1}

- ※1 日本年金機構からの資格喪失情報が到着してから交付します。
- ※2 保険証の交付までの時間は、書類に不備がなかった場合です。

令和5年1月から申請書 の様式が変わりました! ダウンロードはこちら



【お問い合わせ先】 協会けんぽ山形支部 業務グループ 023-629-7229

おしえて! やまがたさん!



~「インセンティブ制度」



[やまがたさん] 総務課に所属する 健康保険に詳しいベテラン



[たなかくん] 総務課の新人 健康保険について勉強中です!



たなかくん、協会けんぽの インセンティブ制度の 結果が出たわね!

たしか協会けんぽのインセンティブ 制度って、健康に関する取組で 上位に入ると、保険料の引き下げに つながる制度ですよね。



そう! 山形支部の令和3年度の実績は、 総合第5位。

5位ですか! インセンティブが 受けられたんですね!



3

そうね。もしインセンティブが 反映されていなければ、山形支部の 令和5年度の健康保険料率は 10.02%になっていたのよ。

えつ、そうなんですか!?





一人ひとりの健康づくりへの 取組が大切なんですね! 僕も頑張らないと!

その意気よ! 一緒に頑張りましょう!



健康保険料率に反映! インセンティブ制度をご存じですか?

加入者及び事業主の皆さまの健康づくりの取組に応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、ご負担いただいている保険料率に反映 させる制度です。5つの指標に基づき支部をランク付けし、上位15支部(令和4年度実績から)に入るとインセンティブが付与され、 保険料率の引き下げにつながります。※インセンティブは実績年度の2年後の保険料率に反映します。

5つの 評価指標と 令和3年度の 順位

特定健診等の 受診率

1位

指標2

特定保健指導の 実施率

11位

特定保健指導者の 減少率

25位

指標4

要治療者の 医療機関受診率

25位

指標5

ジェネリック医薬品の 使用割合

5位

山形支部は 総合5位

インセンティブが受けられます!

山形支部は健診を受けた後のフォローが課題です!

- ・健診結果で生活習慣の改善が必要と判定された方は特定保健指導を利用しましょう
- 特定保健指導の対象者とならないよう、健康的な生活習慣に取り組みましょう
- ・健診結果で「要治療」「要精密検査」の判定を受けたら、必ず医療機関を受診しましょう

皆さまの健康への取組が、健康保険料率の引き下げにつながります。引き続きご協力をお願いいたします!

【お問い合わせ先】 協会けんぽ山形支部 企画総務グループ 023-629-7226

お問い合わせ

全国健康保険協会(協会けんぽ)山形支部 〒990-8587 山形市幸町 18-20 JA 山形市本店ビル 5 階 TEL. 023-629-7226 協会けんぽ

URL https://www.kyoukaikenpo.or.jp/

⇒ 山形県社会保険協会 からのお知らせ

山形県社会保険協会 会員事業所さまの特典

当協会では、社会保険制度の広報や会員事業所の皆さまの健康づくりのため、各種事業を展開しております。 会員として、会費を納入いただいている事業所の皆さまには、次のような特典がございます。

- ① 広報誌「社会保険やまがた」の隔月(奇数月)送付
- ② 当協会主催の社会保険事務講習会・年金説明会への参加と資料提供
- ③ 契約保養施設(宿泊、日帰)利用料金の一部補助(詳しくは同封チラシ)
- ④ 人間ドック、PET検査、脳ドック受診費用の一部助成
- ⑤ 「施設利用会員証」による優待サービス
- ⑥ 事業所での健康づくり講習会に無料で講師派遣
- ⑦ 事業所での健康づくり研修用に無料でDVD貸出
- ⑧ 当協会主催の健康づくりスポーツ大会、レクリエーション事業への参加
- ⑨ タイムズカーレンタル (レンタカー) 利用料金の25%割引サービス

詳細は当協会ホームページをご覧ください。



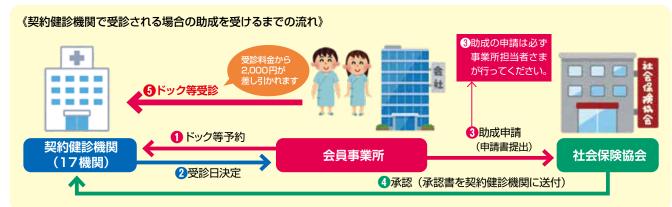
④ 人間ドック、PET検査、脳ドック受診費用の一部(2,000円)助成

ドック等の健診費用が高額なことから、当協会では「人間ドック」、「PET検査」、「脳ドック」費用の一部 (2,000円)を助成しています。助成の対象となるのは、協会費を納入いただいている会員事業 所さまの被保険者と被扶養者です。

次の(1)~(3)の全てにあてはまると、助成の対象になります。

- (1) 人間ドック、PET検査、脳ドックのいずれかを受診すること
- (2) 受診者本人が、2,000円以上の個人負担をすること
- (3) 1事業所あたりの助成人数は被保険者数の半数以下で最大25名までであること





【契約健診機関の17機関】は、下記のとおりです。

- ◆山形健康管理センター(山形市)
- ◆全日本労働福祉協会東北支部(山形市) ◆篠田総合病院(山形市)
- ◆荘内地区健康管理センター(鶴岡市)
- ◆三友堂病院(米沢市)
- ◆やまがた健康推進機構
- ◆山形済生病院(山形市)
- ◆庄内余目病院(庄内町)
- ◆山形県立新庄病院(新庄市) ◆新庄徳洲会病院(新庄市)
- ◆至誠堂総合病院(山形市)
- ◆東北中央病院(山形市)
- ◆庄南クリニック(鶴岡市)

【契約健診機関以外】で受診される場合も助成の対象になります。

南陽検診センター(南陽市)、最上検診センター(新庄市)

令和5年度の助成金申請書は、当協会ホームページよりダウンロードできます。 従来の助成金申請書をご使用いただかないで、令和5年度の助成金申請書をお使いください。

山形検診センター(山形市)、庄内検診センター(酒田市)、米沢検診センター(米沢市)、

⑤ 「施設利用会員証」による優待サービス

【山形県内】

人間ドック受診時、当協会の助成とは別途2.000円割引 山形健康管理センター (当協会会員事業所の被保険者とその被扶養者に限る)

講座申込の際、初回事務手数料3,300円が無料 やまがたカルチャー&健康スポーツセンター

(当協会会員事業所の被保険者とその被扶養者に限る)

宿泊料金の20%割引 山形グランドホテル

レストラン(ラ・セーヌ、桃花苑)10%割引(ケーキ菓子類、ランチ、催事商品を除く

山形国際ホテル 正規宿泊料金の10%割引 ホテルリッチ&ガーデン酒田 正規宿泊料金の20%割引 ニューグランドホテル 正規宿泊料金の10%割引

米沢ボウリングレーンズ ゲーム料 1 ゲームにつき50円割引

新庄アーデンゴルフ倶楽部 ビジター料金500円割引(他の割引券との併用不可)

ジョイフィット(山形あかねケ丘) 入会金2,000円(税別)、登録事務手数料3,000円(税別)を無料

入会金5,000円(税別)、初回月会費を無料 ウィースポーツクラブ新庄 随時入会キャンペーン特典適応

晩菊本舗三奥屋エスパル山形店 浅漬食品(冷蔵食品)通常販売価格の5%割引

宝石の柿﨑(新庄本店、山形店、鶴岡店) 全商品(特定商品を除く)の通常販売価格の10%割引



ご利用の際は、左の会員証をご持参いただき、 施設から求められた際には必ずご提示ください。

【県外(一部山形県内)】

優待サービスが受けられる施設名及びご優待内容は、当協会ホームページにてご確認ください。

鳴子やすらぎ荘 (宮城県大崎市) など 船員保険会 4施設 ホテル法華クラブグループ 18施設 アルモントホテル仙台(仙台市) など 高輪・品川プリンスホテル 4施設 品川プリンスホテル(東京都港区) など 仙台うみの杜水族館(仙台市)、苗場スキー場(新潟県湯沢町) など プリンスホテルグループ 湯快リゾート 30施設 黒部・宇奈月温泉宇奈月グランドホテル(富山県黒部市) など 亀の井ホテルグループ 29施設 亀の井ホテル一関(岩手県一関市) など HMIホテルグループ 42施設 ホテルパールシティ天童(天童市) など いわき藤間温泉浬(福島県いわき市) など

その他の日帰り施設 6施設 弥彦・桜井郷温泉さくらの湯(新潟県弥彦村) など

健康づくり ゴルフ大会のご案内

日 時: 令和5年5月13日(土) 9時まで集合

所:天童カントリークラブ

(天童市川原子)

募集人数:32名 参加費:2,000円

その他の宿泊施設 21 施設

競技方法:ダブルペリア方式

申込方法: 当協会ホームページから参加申込書をダ ウンロードし、必要事項をご記入のうえF

AX (023-633-4114) にてお申込み

ください

申込期限:令和5年4月21日(金)



令和4年度『社会保険協会費』 納入のお願い



当協会の各種事業は、会員である事業主の皆さまから納入いただい た会費により行っております。

令和4年度の会費につきまして、納入がお済みでない事業所さまに おかれましては、今年度末まで納入していただきますようご理解とご協 力をお願い申し上げます。

【当協会のインボイス制度対応】

一般財団法人山形県社会保険協会は、非営利法人であり「消費税法上の 特例」が適用されておりますので、インボイス発行事業所の登録をいたし ません。

(社会保険協会費は消費税課税対象外です。)

お問い合わせ・お申し込み

一般財団法人 山形県社会保険協会 〒 990-0043 山形市本町 2-3-38 岩城ビル 4F

山形県社会保険協会

検索

FAX. 023-633-4114 URL http://www.shahokyo-yamagata.jp/ TEL 023-642-6261



}}}

豚肉のレタス巻き





材料 [4人分] ◎1人当りおよそ444kcal

豚バラ肉(薄切り) ・・・・・・・400g レタス・・・・・1玉 塩、こしょう(下味用) ・・・・・・少々 小麦粉・・・・・少々

作り方

- ① レタスは重ねて端からきつく巻く。
- ② まな板にラップを敷き、豚バラ肉を並べ、塩 こしょうを振り、次に小麦粉を振るい、①を 乗せたら、ラップを持って巻く。巻き終わっ たら表面にも軽く小麦粉を振る。
- ③ フライパンに油をひかず、②の巻き終わりを下にして入れ、中火で全体に焼き色をつける。 余分な脂はキッチンペーパーで拭き取る。
- ④ 混ぜたAを③に回し入れ、全体に絡めたら 火を止める。
- ⑤ 食べやすい大きさに切り、器に盛り付ける。

令和4年度「わたしと年金」エッセイ 入賞作品 厚生労働大臣賞 岐阜県 三井 蒼葉 様(高校生)

応募総数2.008件の中から、厚生労働大臣賞を受賞された作品をご紹介します。

私の父は、私が小学校を卒業する前に 45 歳という若さで亡くなりました。兄が 1 歳のときから精神の病気を患い入退院を繰り返していたことを母から聞きましたが、私は幼かったためほとんど記憶にありません。

私が覚えている父との思い出は、今思うと闘病しながらでも、家族のために限界まで働いてくれたし、体調が良いときには旅行にも連れて行ってくれました。春になると鮎釣りに出かけたり、雪が降れば一緒にスキーにも出かけたりしました。病気がありながらも、父親としてできる限りの愛情を注いでくれた父でした。そんな父でしたが、亡くなる前の5年間は徐々に症状が悪化していき、仕事も休みがちになっていました。闘病しながらでも父の支えだったのは仕事だったと母が話してくれました。最後の5年間は、その仕事さえも続けていくのが難しくなり、経済的にも生活が大変になっていることを、小学生の私でも感じていました。

そんな中で母が障害年金の制度があることを知り、申請してみることにしました。 障害年金とは、病気やケガなどで障害者になった際に受け取ることができる年金制 度です。精神の病気の場合は、申請が通ることがとても難しいと母が話していまし たが、父の症状を家族の立場から正確に伝えたことと、医師の診断書に基づいて、 障害年金3級を受給することができました。その頃は兄が高校へ入学したところで、 学費を払うこともかなり大変な状況になっていました。

でも、父の病気はあまり良くならず、最後は難病も併発したことにより、生きるための食事ですらできなくなる状態にまで悪化してしまいました。母が話してくれましたが、父が嫌がったそうですが、食事ができないため入院することになりました。それが、父が亡くなる1ヶ月前のことです。

1ヶ月の入院は父にとって辛い毎日だったと思います。そして何とか食べられるようになって退院して間もなく、父は帰らぬ人となってしまいました。

遺された私達家族3人、絶望しかなかったことを思い出します。深い深い悲しみと、近くにいながら父の気持ちに家族全員が気付いてあげられなかった後悔と、これからどうやって家族3人生きていけば良いのかという不安で胸が締めつけられ、今でもあの時の気持ちは言葉にすることができません。

父の葬儀では沢山の方がお参りに来てくれました。病気がありながらも最後まで 家族を愛してくれ、私達のために全力で働いてくれた父だったからこそ、沢山の人 から信頼され親しまれる存在だったことを葬儀に来てくださった方々を見て感じまし た。突然にして父を亡くした私達は、今まで以上に経済的に大変になるのは分かりきっています。母は何も言いませんでしたが、私と兄を抱えて不安でいっぱいだったと思います。そんな中で父の死後、遺族年金の申請をしてくださるお話をいただき、早急に手続きを手伝ってくれたそうです。その後遺族年金を受給できることになり、兄は高校を無事に卒業でき、京都の大学へ進学もできました。私も中学校では大好きな陸上を続けることができ、そして今年の春、陸上でインターハイに出場できるような選手になること、小さい時からの夢である助産師になるという2つの目標を達成するために、兄と同じ高校に入学することができました。

父が亡くなり、母 1 人の収入で私達兄妹を育てていくことは難しかったと母は言います。兄は今大学でジャーナリストを目指し猛勉強中です。私も毎日陸上と勉強の両立は大変ですが、目標があることで毎日充実した生活を送ることができています。

人はいつ病気になったり、障害者になるのかなんて誰にも分かりません。

毎日ご飯をおいしく食べられること、部活や勉強ができること、学校へ通えること、 友達と笑いあえること、家族がいること、仲間がいること、毎日当たり前に送ってい る生活全ては、本当は当たり前なんかではなく、本当は奇跡であることを、私は父 の死を経験して初めて知りました。

今、私達家族が受給できている遺族年金は、父が闘病しながらでも働き続け、厚生年金をかけ続けていてくれたおかげなのです。年金とは、高齢者になって当たり前に受給できるものではなく、20歳になったら年金に加入し、保険料を納めることで、高齢者だけでなく病気や障害者になったときに公的年金により生活を支えてくれる制度です。

少子高齢化が急速に進む日本においては、私達の近い未来でもある働く現役世 代が公的年金制度の支えとなることを知りました。

国民の1人として、または障害年金や遺族年金によって助けられた 1 人として、まずは 20 歳になったら必ず年金に加入して保険料を納めることで、社会に恩返しをしたいと思います。父とはもう二度と会うことはできませんが、父が加入していた厚生年金の支えにより私達が生きていることで、今でも父の存在を感じることができています。

誰一人孤独にさせない社会を作るためにも、年金制度について正しく知ることは本当に大切なことだと思います。